

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成29年6月21日

水曜日

第4219号

目次

公 告

- | | |
|---------------------|---|
| ○平成29年度職業訓練指導員試験の実施 | 1 |
| ○特別保護地区の指針案の縦覧 | 2 |

公 告

平成29年度職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の規定により平成29年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第45条第2項の規定により公示する。

平成29年6月21日

富山県知事 石 井 隆 一

1 試験職種及び試験範囲

試験職種	試験範囲
全職種	学科試験（指導方法）

2 試験の日時及び場所

区分	日時	場所
学科試験	平成29年8月23日（水） 午前10時から午前11時まで	富山市向新庄町一丁目14番40号 富山市職業訓練センター

3 受験手続

受験申請書類を平成29年6月21日（水）から同年7月20日（木）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に富山県商工労働部職業能力開発課（〒930-8501富山市新総曲輪1番7号）に提出すること。

4 その他

受験資格その他詳細については、富山県商工労働部職業能力開発課（電話076-444-3259）に問い合わせること。

特別保護地区の指針案の縦覧

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により次のとおり特別保護地区を指定しようとするので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により次のとおり公告し、当該特別保護地区の指針案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、平成29年7月4日までに知事に当該指針案についての意見書を提出することができる。

平成29年6月21日

富山県知事 石 井 隆 一

1 特別保護地区の名称

小瀬鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

別紙図面表示のとおり

3 特別保護地区の存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

(1) 指定区分

希少鳥獣生息地の特別保護地区

(2) 指定目的

指定予定地は、江戸時代から（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種であり、かつ、国の天然記念物に指定されている）「イヌワシ」の繁殖が記録されており、営巣適地と考えられる。しかし、近年様々な開発行為等によりその生息環境に変化がみられ、繁殖条件の悪化が懸念されているところである。

このため、当該区域をこれまで同様、特別保護地区及び特別保護指定区域に指定し、行為の制限等を行うことによりイヌワシの繁殖環境の保全を図るものである。

5 1 から 4 までの事項の縦覧場所

富山県生活環境文化部自然保護課

富山県砺波農林振興センター企画振興課

南砺市ブランド戦略部農林課

6 意見書の提出先

富山県生活環境文化部自然保護課

富山県砺波農林振興センター企画振興課

(「別紙図面」は、省略し、1 から 4 までの事項の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

